

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和4年8月2日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

何度もミスをしている処分庁に全額支払う気はない。8割以上の減額を要求する。

そもそも今回の件は、3年以上にわたって担当者が何人も代わったにもかかわらず、誰一人気がつかなかったことが問題である。処分庁（福祉事務所長）は部下をしっかり教育してほしい。

請求人は障害年金が3級になったら障害加算を取り消されるのを知ることがない。振り込まれた金額は全て使ってしまい、余分な資力はない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

| 年 月 日      | 審議経過          |
|------------|---------------|
| 令和7年 3月21日 | 諮問            |
| 令和7年 7月28日 | 審議（第102回第2部会） |
| 令和7年 8月22日 | 審議（第103回第2部会） |
| 令和7年 9月22日 | 審議（第104回第2部会） |

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、保護基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

#### (2) 保護の変更について

法25条2項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

#### (3) 障害者加算について

ア 保護基準においては、加算制度が定められており、障害者加算を行う者として、「国民年金法施行令別表に定める1級に該当する障害のある者」（別表第1・第2章（加算）・2・(2)・ア）及び「国民年金法施行令別表に定める2級に該当する障害のある者」（同イ）を挙げている。

イ そして、1級地（〇〇区を含む。）の在宅者についての障害者加算イの月額額は、17,870円（令和元年7月17日付厚生労働省

告示第66号による改正前の保護基準によれば、17,530円)とされている。

ウ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)は、障害者加算に係る障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととしている(第6・2・(2)・エ・(ア)及び(イ))。

エ 「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」(昭和40年5月14日付社保第284号。以下「認定通知」という。)3は、要保護者であって関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、実施機関の指定する医師の診断により認定を行うが、精神手帳の交付を受けた精神障害者であって当該手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過しているものについては、年金の裁定が行われるまでの間は精神手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしている。

そして、認定通知4は、障害者加算等を認定した被保護者についてその障害等が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとしている。

オ 「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」(平成7年9月27日付社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。精神障害者の障害者加算について上記エ等の要点をまとめたもの)1・(3)は、障害の程度は、精神手帳の2級に該当する障害は国民年金法施行令別表に定める2級の障害と認定するものとしている。

#### (4) 法63条の規定に基づく返還について

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。

そして、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付

厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-5(答)(1)は、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている。

イ 法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであり(東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載)、同条の「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の設定をした場合等が含まれると解される(小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用(復刻版)」649頁参照)。

ウ また、問答集は、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合にあっては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」等、限定的な範囲において、本来の要返還額から控除して返還額を決定(以下「自立更生免除」という。)する取扱いとして差し支えないものとしている(問13-5(答)(2))。

エ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」問11-6(答)は、法63条による返還対象額の算定に当たり、過支給された保護費はその翌月には資力として認定することが可能になるとしている。

#### (5) 局長通知等の位置付け

局長通知及び認定通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するも

のとして、その内容も妥当なものであると認められる。

## 2 本件処分についての検討

### (1) 法63条の適用について

これを本件についてみると、処分庁は、精神手帳により請求人に障害者加算イを計上していたところ、平成30年10月に請求人から本件年金証書（同年9月27日裁定。障害等級3級）の提示を受けた後も、令和3年7月まで障害者加算イを計上し続けていたことが認められる。

障害者加算イは、国民年金法施行令別表に定める2級に該当する障害のある者を対象とすることから（1・(3)・ア）、本件年金証書による障害等級3級は、障害者加算イに該当しない。そして、障害者加算を認定した者についてその障害が関連年金等の支給要件に該当しない旨の裁定又は認定が行われたときは、当該裁定等のあった月の翌月から法による保護における障害者加算等の認定を取り消すものとされていることからすれば（同・エ）、処分庁が本件年金証書の提示を受けて平成30年10月以降も障害者加算イの額を支給し続けていたことは、「実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合」（同・(4)・イ）に当たり、請求人は法63条の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する。

そうすると、処分庁が平成30年10月分から令和3年5月分まで（同年6月分及び7月分は保護変更決定により戻入済み。）の障害者加算イの過支給分について、法63条の規定する資力と認定し、法63条を適用したことに不合理な点は認められない。

### (2) 返還決定額について

問答集によれば、原則として、資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるが、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合は、自立更生免除の取扱いをして差し支えないとされているところ（上記1・(4)・ア及びウ）、処分庁はケース診断会議を実施し、請求人から申出があった品目全てについて自立更生免除を認める方針を決定し、当該免除の合計額86,800円を返還対象額から控除し、返還決定額を480,960円とする本件処分を行っており、当該判断に不合理な点は認められない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の定めに従い適正に行われたものと認められ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、何度もミスをしている処分庁に全額支払う気はないこと、振り込まれた金額は全て使ってしまい、余分な資力はないこと等を主張する。

しかし、法63条の「急迫の場合等」には、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額な決定をした場合等が含まれるとされている(1・(4)・イ)。

また、被保護者が保護費の過払いとなった分を費消したために法63条による返還の対象とならないものとする、本来受給することができなかった金員の受給を認めることとなり、不合理である。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 付言

処分庁は、本件処分に至った経緯を踏まえ、請求人から申出があった品目全てについて自立更生免除を認め、当該免除の合計額を返還対象額から控除しており、一定程度の配慮がなされていることがうかがえる。しかしながら、そもそも、処分庁が、請求人から本件年金証書の提示を受けた時点で、障害者加算イを削除すべきことに気づいていれば、保護費の返還金額が高額なものにはならなかったことを考えると、処分庁は、保護の実施機関として事務の迅速かつ適正な処理を図ることはもとより、請求人に対し、分割の支払による返還方法を提案するなど、請求人への負担が過大にならないよう、なお一層配慮することが望まれる。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己

別紙 1 及び別紙 2 (略)